

これまでの議論において、地方国立大学の特例的定員増について、

- ・地方創生に資する特色あるプラン（地域産業の活性化に資する、若者の地域定着に資する等）に基づくとともに、
- ・それを着実に実現し、その成果を学内に波及させるような学内のガバナンス改革にもあわせて取り組む

場合に限り、極めて限定的に進めるという方向でまとまりつつある。

一方、こうした限定的な定員増を認めるにあたって、一連の運用（①要件の設定、②審査・選定プロセス、③支援やモニタリングの在り方 等）についても、特例として取り組むものに相応しい特別なものを準備すべきという方向でまとまりつつも、それらを誰が、いつ、どのように決めるのかについて、前回の議事では着地点を見いだせなかった。

なお、①については、中教審において年度内に検討とされているところ、前回議事においては、高等教育行政という観点で優先され、「地方創生に資する」という本来の目的が見失われることは閣議決定の趣旨を損なうのではないかと懸念が示された。

②については、①と同様に、地方創生の観点を文科省のみで判断することは不可能ではないかと懸念や、「大学と文科省との対話」という曖昧な決め方については抜本的に見直すべきとの意見が示された。

③については、地方国立大学への経常的な支援の必要性とあわせて、契約的な考え方に基づく自由度を持った運用や、大学本体と切り分けた支援の必要性が会議当初から示されているところ、文科省からはこうした運用をどのように実現するのかについての説明がなされなかった。

これらの点について、再度、前回の議事も踏まえた文部科学省からの説明を踏まえた上で、取りまとめに向けた議論を行ってはどうか。